

日野市地域公共交通会議規約改正（案）について

資料 5

日野市地域公共交通会議規約の一部を改正する規約（案）の新旧対照表 _____は、改正部分を示す。

新	旧
日野市地域公共交通会議規約 平成20年4月28日制定 令和3年4月1日改正 <u>令和6年5月〇日改正</u>	日野市地域公共交通会議規約 平成20年4月28日制定 令和3年4月1日改正
第1条～第2条 略 (事業) 第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項。 (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項。 (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。 <u>なお道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等を定め、または変更しようとする協議を行う際は、第10条に規定する分科会にて協議するものとする。</u> (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、当交通会議の目的を達成するために必要なこと。	第1条～第2条 略 (事業) 第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項。 (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項。 (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、当交通会議の目的を達成するために必要なこと。
第4条～第16条 略 付則 略	第4条～第16条 略 付則 略

日野市地域公共交通会議規約(案)

平成20年4月28日制定

令和3年4月1日改正

令和6年5月〇日改正

(目的)

第1条　日野市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するための機能も具備する。

(事務所)

第2条　交通会議は、事務所を東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1 に置く。

(事業)

第3条　交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。なお道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 4 項に規定する運賃等を定め、または変更しようとする協議を行う際は、第10条に規定する分科会にて協議するものとする。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条　交通会議は、会長、副会長 1 名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条　会長及び副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(交通会議の委員)

第6条 交通会議の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 日野市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は旅客
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は出席委員の過半数とする。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 交通会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 やむを得ない事由等により会議を開催できない場合又は集会による会議の開催が望ましくないと会長が認めた場合は、会議の開催に代えて議事事項等を記載した書面を委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決とすることはできる。この場合における会議の議決手続きについては、前各項の規定を準用する。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、日野市まちづくり部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、日野市からの補助金をもって充てる。

(監査)

第13条 交通会議に監査委員を1名置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。

3 監査の取り扱いについては、日野市の例によるものとする。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、平成20年4月28日から施行する。